

公共交通事業支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業運営に影響を受けた町内の公共交通事業者等に対し、町民の生活に必要な公共交通の維持及び感染予防に関する対応策を講じることを目的として給付金を支給する。

1 対象となる事業者

町内に本社又は営業所がある次の事業者

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）及び自動車運転代行業者
- (2) 一般旅客定期航路事業者（有明海自動車航送船組合）

2 給付金の額

上記（1） 1事業者当たり 10万円及び保有する車両1台当たり 5万円

上記（2） 保有する船舶1隻当たり 50万円

3 予算額

340万円

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国の第3次補正予算）を活用